

令和2年第1回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和2年2月10日（月曜日） 午前11時32分から午後0時42分まで

議題

- 1 新ごみ処理施設の概要について
- 2 公害防止協定について
- 3 地域振興策について
- 4 環境影響評価手続きについて
- 5 循環型社会形成推進地域計画の変更について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	千田 勝隆 君
会計管理者	中村 信子 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	武田 篤司 君
江南市環境課長	阿部 一郎 君	大口町産業建設部長	宇野 直樹 君
大口町環境経済課長	岩田 雄治 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	志津野 郁 君	事務局長	坪内 俊宣 君

総務課主幹 日比野正樹 君

総務課主査 上條 靖之 君

総務課主査 杉浦 健浩 君

議事の経過

(午前11時32分 開会)

事項	内容	意見等
<p>議題1 新ごみ処理施設の概要について</p>	<p>【議題1】新ごみ処理施設の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設建設や運営に関する事業者への要求水準書の案について事業者選定委員会に諮っている段階だが、新ごみ処理施設計画で盛り込まれたものや、2市2町の担当課と調整してきた事項も併せて、現在までの施設概要の案を説明する。 ・施設規模は、焼却は1日当たり197トン、粗大ごみは5時間につき15トンの処理能力である。現在、各市町においてごみ処理基本計画の改定作業が進められており、それらの案の段階の数値から積算する、それぞれ1トン程度小さくなる見込みであるため、各市町の正式な数値が固まった段階で見直して、過大な規模にならないように適正な規模で進める。 ・敷地は約3ヘクタールで、最大予想浸水が3メートルから5メートルであることに留意した提案を事業者のほうへ求めていく。 ・搬入の受付時間を、平日については8時30分から17時、土曜日については8時30分から13時30分としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの事業方式について、今、事務局長から2の②の事業者が従業員と組合の指揮命令を明確にしなければ偽装請負になるから、事業者側は焼却施設と、組合の人は粗大ごみということで話があったが、組合の職員の了解をもう得ているのか、これから得るのか。どちらか。 <p style="text-align: center;">(4番 河合正猛君)</p> <p>→江南丹羽環境管理組合の事務局長には、その旨を話している。その段階の話では、そのように進めて結構というような話は受けているということと、平日頃からごみ処理施設の中での職場については、希望どおりにはいかない旨の話はしているそうである。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→大変苦勞すると思うが、とにかく理解をもらえなければ一緒に仕事はできず偽装請負になるのでしっかりとやってほしい。</p> <p style="text-align: center;">(4番 河合正猛君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先ほど事務局長は要求水準書を出すと言われたが、いつ頃出されるのか。 <p style="text-align: center;">(4番 河合正猛君)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの自己搬入との各市町からの搬入ルートについては、今後、地元区と協議した上で決めていく。 ・施設の建設、運営について一括で発注することにより、建設のみでなく、運営の部分についても競争原理を働かせ、建設と運営における責任の所在も明確にする。 ・令和7年度の供用開始からは組合職員と事業所従業員が一つのごみ処理施設で働くことになるが、例えば焼却施設の仕事を組合職員と事業者従業員の班編成で分けるにしても焼却施設内における責任の曖昧さが残るという課題がある。 ほとんどのプラントメーカーからは、組合職員を受け入れるに当たって、組合と事業者の事業範囲を簡潔に、完全に切り離し、リスク分担を明確にすること、指揮命令系統を完全かつ明確に分離することなどの条件が示されている。 これらの課題を解決するため、例えば焼却施設の運営は事業者任せ、粗大ごみ処理施設などは組合職員で運営することにより、それぞれの施設ごとに運営責任と指揮命令を明確にしたいと考えている。 ・環境省では、廃棄物処理施設、建設工 	<p>→4月8日に臨時の全協をお願いして、そこで意見をもらい、反映できるものを反映させた上で最終的な公表という形にしたいと思う。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ページの6、処理方式の選定について、1はストーカ、2はシャフト、3は流動床ということで、今現在見積りが出ているところは、ストーカは何社ぐらい来ているのか。参加をしてもらえるというのは。それから、2のシャフトは何社ぐらい、流動床は何社ぐらい。 (4番 河合正猛君) →社によっては2つの技術を持っているところもあるが、今回は1つだけ提案をもらっている。この段階で、例えばある特定の処理方式が出ていなかったという情報があると、ライバルメーカーは下りたかなというような形で向かうといけないので、社の数については御容赦願いたい。いずれも実績のある9社にお願いをしている。 <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→数だけだからあまり問題はないと思うが。この3のところ、総合評価落札方式で決めていくということになると、ストーカ</p>
--	--	---

	<p>事の受注、発注・選定方式に総合評価方式を推奨していることから、価格のほかに価格以外の要素、技術力などを評価の対象に加え、技術と価格の両面から見て最も優れた提案をした者を落札者とする総合評価落札方式で事業を決定したいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託期間は20年としている。 ・新施設では廃プラスチック類を処理対象とする。処理対象ごみは可燃ごみ、粗大ごみのほか、愛北クリーンセンターからのし渣及び脱水汚泥、災害廃棄物も処理対象としている。 プラスチック製容器包装類については、現在と同様、各市町で分別回収し、リサイクルを実施してもらう。 ・ごみ処理方式検討委員会の検討結果を踏まえ、3つの処理方式を対象とする。 ・余熱利用については、場内での利用を優先して考えている。売電については、現在、中部電力様に接続検討をお願いしている段階である。 ・新施設においても大規模な地震災害時に会議室など、ごみ処理施設の附帯施設を活用することは可能であり、地元自治体の江南市と検討をしていく。 	<p>とシャフトと流動床では全く違うわけである。どうやって公平に評価できるのか。例えばストーカならストーカだけで決めれば、この点数だとか金額で決められるが、シャフトが入ってきた、流動床が入ってきたといったら、まるきり違う機種だから評価のしようがないと思うが、どうするのか。</p> <p style="text-align: center;">(4番 河合正猛君)</p> <p>→3方式についてはこれまで検討委員会で検討をしてもらった結果、適正処理、安全性において全ての方式は問題ないという評価をもらった。価格についてはそこではやっていないので、今回、総合評価のほうで価格も含めた審査をして絞っていくということを考えている。事業者選定委員会の委員に既に評価項目等を示して意見を聞いているところであるが、処理方式によって影響があるというような意見はもらっていない。主に新ごみ処理整備計画で定めた整備方針である8項目を評価の視点として評価項目を現在検討してもらっているところで、処理方式によって云々という意見はないので、できると考えている。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p>
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設の公害防止については、公害防止関連の各種法規制を遵守することを前提として、公害防止準備委員会で検討した施設独自の自主規制値を盛り込んだ公害防止協定を地元区と締結していく。 新施設の稼働後は公害防止委員会を設置し、稼働に伴う環境影響を地元区とともに監視をする。 ・雨水や生活排水は別として、場内で発生する排水、いわゆるプラント排水については場外に出さないクローズドシステムを考えている。 ・A3の横の図面をつけているが、全体配置や管理棟内の諸室について、プラントメーカーからではなく、コンサルが作成した一つの想定図である。事業エリア内に各施設を配置してみた図であり、最終的な落札業者が提案するものとは異なってくる。 車両等の出入りについては事業用地の南側の道路、県道浅井犬山線からとし、周辺道路の渋滞安全対策として出入口付近の道路拡幅などの対策を取っていくことを考えており、事業者にも示していく。 これまで、警察、道路管理者、木曾川上流河川事務所に事前に相談に行き、道路拡幅に向けて、手続や計画内容について指導・指示を頂いている。 	<p>→シャフトとストーカと流動床ではまるきり価格が違うが、本当に評価できるのか。安全性については、みんな8項目をクリアしているというので、多分どの方式でもいいと思うが、最終的には価格が大きなポイントになるのかなということで、この辺のところは、この3方式でそのまま見積りを取るというのは非常に厳しいものがあるのではないかというふうに思う、できることなら、例えば複数社あれば競争になるが1社・1社・1社だったら競争が働かない。分からない。ここは要望として、やはりある程度絞り込んで、複数社出てきている方式で競争したほうが効率的に本当に評価できるのではないかと思う。要望として出しておく。</p> <p>(4番 河合正猛君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7番、余熱の利用。先ほど事務局長が言われたのでいいが、現時点では場外で使わないと書いてあるが、事務局長は将来を見越して、温水や蒸気の取り出し口は考えているということなので、要求水準書には入るということでしょうか。 <p>(4番 河合正猛君)</p> <p>→現在考えている要求水準書で</p>
--	--	--

	<p>別紙として管理棟内の想定される主な諸室を上げている。エントランスホール、組合議会の議場ともなる大会議室、展示・学習コーナー、事務室、休憩室などの設置を考えている。</p> <p>防災関係の準備として、見学者などの訪問者が帰宅困難な状況に陥った場合の非常食などの備えについても考えている。</p> <p>具体的なところは事業者の提案によるところが多く、これらの諸室の配置や動線についても今後の事業者提案によって大きく異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会見学における小学生を主な対象者としつつ、ごみの減量化と再資源化の意識の高揚を図るものとする。具体的な在り方は、事業者から提案を求めていく。 ・周辺の住民の安心につなげるため、大気汚染物質等排ガスなどの測定値などの情報を施設敷地内に設置する掲示板や組合のホームページで公開をしている。 	<p>は、将来に向けてそういう場外に熱供給する場合に備えて設備を設けておくということで、ただ将来どれぐらいの熱量が要るかというのは想定できないので、その辺は過大にならないようにやっていきたい。それは建設費が高くないという前提で、例えば取り出し口を余分につけておくとか、そういう工夫が今あれば、将来の改修のときには大分安く済むのではないかなというように考えている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→ぜひ要求水準書に書き込んでほしいと思う。</p> <p>(4番 河合正猛君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの処理方式を対象とすると書いてある。ストーカ、ガス化熔融炉流動床式、シャフト式とあるが、これによって余熱も変わってくるのではないかな。 <p>(6番 堀元君)</p> <p>→それは変わってくる。ストーカの中の各社についても変わってくる。それぞれの提案により、どれぐらいの場内で使ったもの以外の分が出てくるかというのは、3方式云々ではなくて各社違うというふうに認識している。(事務局長 坪内俊宣君)</p>
--	--	---

		<p>→先ほどからの答弁を聞いていると、3つの処理方式を対象とするという中で、今度入札するのか。その方式、これはないのを入れているのと違うか。</p> <p style="text-align: center;">(6番 堀元君)</p> <p>→逆であり、この3方式のいずれかで提案するということを求めているので、これ以外の方法が来たら提案できないということである。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→非常にこれは疑問に思う。ストーカ式、ガス化溶融炉・シャフト式、ガス化溶融炉・流動床式。この中で全部がいわゆる応募対象にして応募してくるか、単一で応募してくるのか、そういうこともしっかりと精査して進めていかないと、後でしまったと思うようなことがあると非常にいけないと思うので、これは要望として言っておくが、しっかりとその点含めて進めてほしいと思う。</p> <p style="text-align: center;">(6番 堀元君)</p> <p>・公害防止のほうで、考え方だが、ほかの施設、例えば江南丹羽とか愛北とか、あのような形で公害防止委員会を設けるのか。</p> <p style="text-align: center;">(6番 堀元君)</p>
--	--	---

		<p>→公害防止委員会については、江南丹羽で設置、監視されているようなところを参考にしながら、7年度に正式に発足させていきたいと思っている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→その考え方だと、対象の地域、江南丹羽だと2地区である。今回の場合、地区は幾つ対象にするのか。 (6番 堀元君)</p> <p>→地元6地域を考えている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→6地域とも公害防止委員を出しているいろいろ協議するということか。 (6番 堀元君)</p> <p>→公害防止委員会については6地域の方から来てもらい、1つの会議の中に入れてもらう。公害防止の協定はそれぞれ6地区と結んでいきたいということで今進めている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→公害防止の協定は各地区別々に協定を結ぶと。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→別々に結ぶが、内容は同じものである。協定書自体は別々だが、同じ内容で進めていきたいと考えている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→近くと離れたところと、例えば壁隣ですと中般若、それから草</p>
--	--	---

		<p>井地区、小淵、南山名、山那とある。ここもみんな同じ対象とするわけでよいか。</p> <p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p> <p>→そうである。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→了解した。 (6番 堀元君)</p> <p>・事業方式ということで、先ほど一括、建設も運営もということで聞いた。一応20年のスパンでやっていくということで、途中で見直し、よくほかで聞くと更新という言葉を使うが、これは20年後ということで理解してよいか。20年間ということでの一括発注の取決めの中で、何らか契約するのか。</p> <p style="text-align: right;">(5番 鈴木貢君)</p> <p>→建設はできてしまうので、運営については契約書に基づいてやっていくが、必要があれば事業者と組合で協議の上、変更の契約があれば、変更する必要があるれば見直していく。20年間一文字も変えないとかそういうことではなく、必要があれば契約を見直していく。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→途中で、例えば5年とか10年とか、そういう程度で運営の中身についての見直しということはあるか、あり得ないということか理解し</p>
--	--	--

		<p>てよいか。(5番 鈴木貢君)</p> <p>→始まる前に5年ごととか何年ごとという仕切りはつけていない。(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>・処理対象ということで尋ねるが、廃プラの扱いとか、これはよく分かる。従来ある分別方式を踏襲していくことだというふうに理解しますが、1点、市民の粗大ごみの持込みについてはどういうふうに捉えたらよいか。</p> <p>(5番 鈴木貢君)</p> <p>→自己搬入についてはやっていくという方向で2市2町固まっているが、具体的な搬入を毎日やるのか、時間を決めるのか、対象は何かということについては、現在2市2町のそれぞれの環境担当と今話し合っている。最終的には地元区にも話して決定していきたいと思う。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→了解した。どうしても搬入口だとか、当然要求水準書の中に入るかもしれないが、そういうところに住民が自己搬入できるような、安全性も含めて、ちゃんと設計に盛り込んでもらいたい。この件だけは念押しをしておく。(5番 鈴木貢君)</p>
--	--	--

		<p>・ 7点目の余熱利用の考え方と優先順位の中で、極めてざくっとした、私どもいろんな施設を見に行っているが、これは稼働年数で随分と取扱いが違ってくるわけである。例えば売電、場内利用を優先する、これは自己消費なので当然のことだと思う。経費を削減するという意味でもこれは当然の話である。問題は場外利用。さっき取り出し口をつけると、これは今後のことも含めて熱源についてのこととは言われましたが、問題は売電。これが刻々と売却金額が、場外利用を含めて下がっている。しかも鉄塔の問題だとかそういうことも含めて、極めて悩ましい、安易に売電といってもなかなか難しいものだというふうに考えているところだが、今の現況を含めてどういようなことが想定されるのか、分かれば教えてほしい。</p> <p style="text-align: center;">(5番 鈴木貢君)</p> <p>→売電については中部電力に接続検討を今依頼していると、先ほど言ったとおりであるが、一日でも早く出してほしいように担当者には行政の事情も話しながら早めの結論を出してほしいとお願いをしている段階である。回答的には、現在の中部電力のホームページを見ると、接</p>
--	--	--

続の容量については条件付とい
うのか、全くできないとかそう
いうことではないようで、それ
は刻々と変わってくるというこ
とがあるが、中部電力にはでき
るできないというような回答で
はなく、できる方法を現在考え
てもらっている。それによって
は負担金が幾らとか、実際の工
事が終わるのが何年かかかると
いうのはあると思うが、いずれ
にせよ一日でも早く議会に示せ
るように中部電力と話を今して
いる。

(事務局長 坪内俊宣君)

→今聞いて、なかなか見通しは立
てづらい、中部電力頼みという
ような雰囲気だという感じだ
が、先々、保証がないわけで、
逆にこれだけのエネルギーが発
生することは間違いない話なの
で、自己消費ではないが、隣
接、江南も含めて、扶桑町も含
めて、そういうところに利用で
きるようなことも考えて、念頭
に置いて、そういうことも必要
ではないかというふうに感じる
ので、これは要望として、先々
西側のほうで江南市がどうなる
か分からないが、そういうこと
も含めて、この場外利用につい
て、もう少しこのエネルギーを

		<p> どういうふうを活用していくか というのも選択肢の中で考え ていく必要があると、このよう に思っているので、今後ともそ ういったことについて気がつく ことがあればまた提案させても らうので、お願いしたいと思 う。 (5番 鈴木貢君) </p> <p> ・売電に関してちょっと確認してお くが、これは中部電力以外に対し ての売電は可能かどうか。 (6番 堀元君) →売り先については、中部電力以 外でもたくさん買うところはある が、そこまで電気を運ぶ、託 送というか、中部電力の電線を 使わせてもらうことが前提にな るので、そこがクリアできれば、 実際の買取り先は全国に何 百社もあるというふうに考えて いる。 (事務局長 坪内俊宣君) →買ってもらう電力会社によっ て、中部電力の電線を使うか使 わないかは買うところが交渉す ることであり、こちらは関係な い。関西電力でも東京電力でも 買ってくれる。そういうことを きちっと精査したか。 (6番 堀元君) →買い取ってもらう相手は東京電 </p>
--	--	--

力でも可能だと承知している。
ただ、東京電力へ電気をどうやって運ぶかということについては、別である。

(事務局長 坪内俊宣君)

→いかに知らないかということを見つけたようである。江南で電気を起こして関東まで電気を送るという意味に聞こえたのではない。そんなことは一切ない。そういうようなことをもっとしっかり勉強して進めていかないと、これは全くいかなものかということになる。

(6番 堀元君)

→言っている意味は分かるが、具体的にどういうことを言っているか、ほしい。

(管理者 澤田和延君)

→その件についてはしっかり調べてほしい。非常に有利になるような案件もあるかと思う。例えば、江南市でその電力を買う組織をつくって買ってほしい。犬山市でつくって買ってほしい。そういうことを考え、近くで使うのなら全然そんな送電線とか必要ない。そういうことをきっちり調べてほしいと言っている。
(6番 堀元君)

・ごみの処理方法の、先ほどからの

		<p>案件だが、こちらの3つの項目によって見積りを取り、その後議論をするというような話だが、熔融炉を持つかシャフトか、というのも目的が結構違っている。こちらの腹積もりがなくて後から選ぶというのは、ある程度こちらでどういう方向性の問題点があって、目的をどうしていくんだということを定めてから行うべきだと考えるが、どうか。</p> <p style="text-align: center;">(12番 和田佳活君)</p> <p>→組合としては、一番重視しているのは安全燃焼、安定稼働できるということを重く見ている。全ての方式において、様々な評価項目、評価視点において3方式いずれも問題ないという検討結果であるので、どの処理方式でも受け入れるということである。(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→熔融炉を持つか持たないかによって、その後の処理も違ってくるし、燃やせるものも変わってくる。こちらがどういう目的でゴミ施設を造るんだという、その後の問題点もある程度明確にして方向性を決めないと、後の議論になって見積りが出た、その後に議論をするというのも、河合議員も言ったが、混乱する要素を生み出すのではないかと</p>
--	--	--

思っている。

(12番 和田佳活君)

→ごみ処理の対象物については、3方式によって変わるということはない。溶融炉でいろいろなものを処理できるとしても、処理については現在2市2町で話し合っている形で進めていくので、たくさんいろいろなものが処理できる炉になったとしても、それを処理対象物としていくかはまた別の話である。

(事務局長 坪内俊宣君)

→溶融炉にすると、例えば今各市町に保健所があり、その中で注射針を使うが、それを燃やせる要素が生まれてくる。シャフトだと燃やせないとか。その辺のことをどうしていくという目的がないと、結局は方向性をどうしていくという話に最終的になっていくと思う。今言いたいのは、この方式でいくにしろ、ある程度どういうのをこちらが望んでいるのか、内部だけでもいいが、議論をしておいて見積りが出た段階で決めるのはよいが、出してから議論をするような話ではちょっとだめかと思う。

(12番 和田佳活君)

→現在の江南丹羽と一番大きく違うのは、廃プラスチックを燃や

すということが大きく違うということと、愛北のし尿・し渣脱水汚泥を入れていくというのが一番大きな違いである。それ以外については従来の方式でやっていくつもりで、個別にはまだ細かいところがあるのかもしれないが、一番大きなポイントはそういうところである。

(事務局長 坪内俊宣君)

- ・処理方法について議員の皆さんが意見を出しているが、この3つの方式については、小ブロック会議で8つか9つあった方式の中でこの3つに絞って上げていこうという形で出てきた。それをひっくり返すような意見も出ているが、そうすると今までやってきた小ブロック会議を覆すことになる。私は、この3点の中で進めていくという事務局の案で承服していき、細かいことを聞くなら聞いてもらえばよいが、これ以外にまたどうのこうのという話は少しおかしいかと思うが、どうか。

(7番 齊木一三君)

- ・大口町の齊木議員が言っていた部分に賛同する部分もあるし、全員協議会の1つ目の議題として出ている新ごみ処理施設の概要につい

てということで、項目づけして、これまでの流れを大変分かりやすく整理して今回提案されているというように理解している。6番目の処理方式の選定についていろいろ意見があるが、全部整理して読んでいけば、どうしてこういうふうになっているかというところはこの資料に全部書いてあるというように認識している。事業者の選定方法についても、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするというのが、これから事業者並びに方式を決定していくところで採用されていく総合評価落札方式である。これについてもこれまで通ってきた段階であり、処理の対象物については、5番で改めて整理してあるが、3つの処理方式で整理してやっていこうという段階を踏まえてここまで来ていると思うので、専門的な見地に踏み入って、なかなか議論をするというのは難しいところがあり、私たちの議論すべきところというのはうまく整理されて今回提案をされているのではないかと感じている。

(2番 大沢秀教君)

・先ほどの和田議員の話の中で、病

		<p>院の關係の廃棄物も処理できるような意見を言われたが、例えばガス化溶融炉とかそういう形式にすればできるわけである。私もいろいろ調べているが、非常にこの式で利益を上げている施設がある。</p> <p>どこということはちょっと言いかねるが、大きな病院は1年間に約1億円の処理料を払っている。そういうものを仮に受け入れられるような施設なら、相当利益が上がるのではないかと思う。そういうことが分かってこれを決めてるのか分からないが、こういうこともしっかり勉強して進めると、さらによりよい、またよりよい運営ができるのではないかと思う。</p> <p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p>
<p>議題2 公害防止協定 について</p>	<p>【議題2】公害防止協定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境の影響を可能な限り低減するため、法令遵守はもとより、より環境に配慮した方策を検討し、今後、地元区と公害防止協定を締結するとともに、施設の供用開始後は協定の履行を確認するための組織として公害防止委員会を設置する。現在、地元6地区の正副区長に参加がしている準備委員会にて、排ガスなどの排出などの自主規制値について協議している。 ・ 現在事務局で検討している協定書の案について説明する。大枠としては、江 	<p>特になし。</p>

南丹羽環境管理組合の現在の協定書を参考にし、幾つかの項目を追加した内容となっている。

- ・第1条の基本原則では、甲及び乙、組合と区が、施設に起因する公害発生を防止することは重要な社会的責務であることを認識し、それぞれの立場から常に公害防止と対策について最善の努力をするものとした。基本原則として協定の意義について述べたものである。
- ・第3条の2項で、乙は区の代表者を公害防止委員会の委員に選出するものとしている。甲乙の責務という形にて、第1条の甲乙の社会的責務というところを明確にしている。
- ・第9条第2項で、甲、組合は前項のてんまつについて、規制値を超えた場合の対応について委員会に報告するものとしており、委員会への報告規定を追加した。
- ・第10条で、資料の提出及び立入調査を規定した。施設運営の情報公開と地元区の監視機能を高めている。
- ・第11条で、事故時の措置を規定した。第12条では、車両対策も規定した。組合の責務に加え、構成市町にも安全な

	<p>交通などを求めていくものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条では、公開の原則を規定した。10条に規定している内容と類似しているが、組合として積極的に情報を提示していく趣旨となっており、施設運営に対する地元の理解を得るために規定をした。 ・第17条では違反時の措置を規定しており、地元区の権限を示している。 ・別表として、自主規制値の項目を列記している。数値などについては公害防止準備委員会で現在、検討しており、その結果を反映する。自主規制値については、4月の事業者募集の公告内容に盛り込む必要があることから、今後、協定書案を各地元区に示し、年度内に協定締結をお願いする。 	
<p>議題3 地域振興策について</p>	<p>【議題3】地域振興策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月末現在における、地元6地区からの要望事項について、概要であるが説明する。 ・地域振興事業のうち、各地区で実施するもの、各区5事業までのものを、平成31年2月の全員協議会へ報告しているが、その際は30年9月までに提出された要望内容をそのままA3の一覧表にし、今後のスケジュールとともに説 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ページの今後のスケジュールだが、地域の協定書締結というが、まだ1年先である。協定書はいつ頃出るのか。 <p style="text-align: center;">(4番 河合正猛君)</p> <p>→具体的な金額や市町の負担割合なども示さなければならないところであるが、協定書の案については先行して、先ほどの公害防止協定と同じで、具体的なところは除いて、協定書の案とし</p>

	<p>明している。その後、事務局にて、出された要望のうち実施が不可能、あるいは大変に困難なものを対象外項目として定め、各地区にその旨を説明し、了解を得た上で既存要望の内容の変更や修正の有無を各地区へ確認した。その結果を一覧にして報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通する要望としては、公民館、倉庫の建て替えや、排水溝、ガードレール等のインフラ整備が共通して要望されている。 ・資料の2ページについては、2として実施主体の振り分けがある。地区の所管財産については地区で、江南市または扶桑町のインフラ整備についてはそれぞれの市町で事業を実施してもらい、組合はその費用を支払うというものを再度ここで確認する。 ・3は今後のスケジュールである。各区から出された要望を基に当該施設などの現況、現地調査に今週から入る。各事業の事業費の見積りを区やインフラ整備を施工する市町においてお願いし、採択できる事業や事業費を固めていき、令和3年の早い段階で各区と協定を締結し、4年度以降の予算措置に進めていきたい。 	<p>て2年度に示せる段階になったら至急議会のほうにも説明する。(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→それぞれの地元が総会などで了解を得なければならないから早く出してほしい。もう一つ、令和3年の早い時期と言われるが、スケジュールを見ると造成が入っている。協定書が結ばれなくても造成工事は進めるのか。(4番 河合正猛君)</p> <p>→造成工事については3年の8月、あるいは9月頃から入ってくる見込みである。7月までには全て完了して議会にも示し、意見をもらった上で、地元区とその段階で協定を結んでいく。同時に4年度以降の予算措置にも入っていくというスケジュールである。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→地元の協定書案締結後、速やかに造成に入っていくという理解でよいか。</p> <p>(4番 河合正猛君)</p> <p>→スケジュールの流れではそうである。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは地元の要望であり、組合に要望、3項目あったが。その取扱いはどうするのか。
--	--	--

(4番 河合正猛君)

→組合の施設に係るものという
ことであるので、建設費の中
で、組合が先ほどの防災関係で
あったり情報公開だったり、会
議室の地元の利用についてしっ
かりと検討をしていく。やらな
いものについては、前回の全協
でお話したとおり丁寧に説明し
ていくということで、前回の12
月末の全協からこの間、地元区
に対しては説明し終えている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→私も地元なので、事務局が一生
懸命やっっているのはよく分かる
が、どうしてもこれだけは認め
られないというところがある。
そういう場合はどうするのか。
協定書案を結ばなかったらどう
するのか。

(4番 河合正猛君)

→まずは先ほどの墓地と同様に、
協定を結んでもらえるようしっ
かり話をしていく。

(事務局長 坪内俊宣君)

・この振興策について、小淵地区は
初めに出ていなかったがいつ出た
か。

(6番 堀元君)

→小淵区からは、平成30年9月25
日付で出ている。

(事務局長 坪内俊宣君)

		<p>→去年、ほかの地区に比べてずっと遅れて出たわけか。</p> <p style="text-align: center;">(6番 堀元君)</p> <p>→日付は別として、おおむね30年9月に出ている。区によっては日にちがちちょっと違う。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>・前回の全協でいろいろ尋ね、同意書に関しても尋ねたが、江南市と江南市の3地区は同意書をお互いにやり取りしている。その写しを前回配付してもらったが、このときの江南市と地元3地区と同意書を交わした経緯、経過を江南市の部長に尋ねたいと思う。</p> <p style="text-align: center;">(6番 堀元君)</p> <p>→こちらについては平成25年2月の第1小ブロック会議において、中般若地区の建設工事については江南市が速やかに地元及び地権者の同意を得るということで、この地元同意が得られた時点で尾張北部地域ごみ焼却処理施設の第1小ブロックのごみ処理施設の建設地とすることが承認をされた。その後江南市で地元の6地区の同意の取得に入ったが、そうした中で江南3地区については先般配付した同意書を交わした。その後、4首長が地元に入ってこの</p>
--	--	--

		<p>6 地区との意見交換会をして、そういった中で平成28年3月に第1小ブロック会議の中で同意書の提出、それからアンケートの結果、これまでの取組及び経緯等を総合的に勘案しておおむね地元の合意形成は得られたものという判断をして、この25年2月の合意事項に沿って第1小ブロック会議の新ごみ処理施設の建設地を江南市中般若町北浦地内に決定した。その後については、建設地の決定に伴い、地元6地区の住民に建設地決定の経緯、今後の進め方等についての理解を深めてもらうため、2市2町の首長出席の下、新ごみ処理施設建設に関する地元説明会を開催して、平成29年に組合が設立され、現在に至っている。 (江南市経済環境部長 武田篤司君)</p> <p>→同意書に関してしっかりと調べた。この同意書が果たす役割、どのように認識しているか。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→同意書については、ごみ処理施設の設置の根拠となる計画としては、本日の議題の最後にあります地域計画が根拠となるものである。以前は、地域計画を出す場合に添付書類として地元の</p>
--	--	---

		<p>同意書を愛知県に提出しなければならなかった時代もあるが、現在は地域計画の提出に当たり地元の同意書の添付は必要でないということを26年5月に当時江南市が県の担当課に照会し、回答を得ているという認識である。（事務局長 坪内俊宣君）</p> <p>→この同意書があるかないか、今、県のほうから必要ないと言ったが、過去の判例等をいろいろ調べると、この同意書のあるなしによって裁判に非常に影響がある。例えば、反対者が裁判を起こした。この土地の歯抜けとなった土地があるが、こういう人が仮に裁判を起こされた場合に非常に同意書が、影響がある。同時に、各省庁、環境省、に申請する交付金、補助申請、これは同意書が整備されているかどうか、これは必要ないと思うか、どうか。しっかり答えてほしい。大事なことから。必要ないか、あるか。各省庁に対しての補助金申請、交付金等について。 （6番 堀元君）</p> <p>→平成16年までは廃棄物処理施設整備国庫補助金制度があった。そのときには必要があったということであるが、17年度以降、新しい循環型社会形成推進交付</p>
--	--	---

金制度が開始した以降は、申請に当たり必ずしも必要ない、提出する必要はないと当時県に確認をしている。

(事務局長 坪内俊宣君)

→県に確認されたと言うが、国の省庁はどうか。

(6番 堀元君)

→当然、組合がない時代、26年当時江南市が確認したということの記録があるということで、県以外に当時江南市がやっているかどうかというのは承知していない。また、県が回答するに当たって事前に環境省へ確認を取ったかどうかということは分からない。

(事務局長 坪内俊宣君)

→各議員の皆さんは、そういうようなことをしっかりやっておかないと後で困ることが起きてくるのではないかなというふうに思う。491億円であるから。バイオマスだと、2分の1の補助をつけた場合はこの前やった。このままでいくと3分の1である。そういうことも含めて、いろいろ広い視野に立って進めていかないと大変困ることが出てくるのではないかと、一応私の意見として聞いてもらえればということである。

(6番 堀元君)

・今後のスケジュールはどうなっているか。(6番 堀元君)

→現在、各区、市町に事業費を確認するために見積りの依頼をしている段階で、ちょっと時間がかかるが、最終的に議会に示して協定を結ぶのが遅くとも3年の7月までにはやっていきたいと思う。これは今日の資料のとおりである。

(事務局長 坪内俊宣君)

→来年の7月。ちょっと聞いたところによると、4月に募集要項などを公表されるというようなことを聞いたが、これはどうか。(6番 堀元君)

→4月中にはということで現在進めている。ひょっとしたらずれ込むかもしれないが、募集していくということである。

(事務局長 坪内俊宣君)

→募集要項などが今回491億円について議会に提出されたが、あまりにもこんな莫大な金額を決めるというか、引き受けるのに、議会への提出が早過ぎないじゃないか、そのようなスケジュールからいって。調べるにも調べられない、我々が。というようなことも思うが。どうか。

		<p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p> <p>→事務局としては逆に、情報を議会へ示し、説明する機会が遅いと反省しているところであるので、早速4月にその段階での要求水準書や入札説明書など、概要を、説明する機会をとりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→了解した。その前段階の案等も議会のほうにある程度示してもらわないとよく分からない。早急に進めたいというふうなのが先に立ち、議会に対しての意見等を聞く場を、何回やってもいい、こんな全協なんかはと私は思うので、考慮してもらえたらありがたい。(6番 堀元君)</p>
<p>議題4 環境影響評価 手続きについて</p>	<p>【議題4】環境影響評価手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の環境影響評価に関する現地調査見学会の開催結果について報告する。 2回の開催で29名の参加があった。 ・2の環境影響評価に係る追加調査内容について、今年度、現地調査の中で動植物調査も行っているが、猛禽類の重要種であるオオタカの飛来、食痕も確認されている。ホンドギツネについては愛知県では重要種の指定はないものの、事業区内を繁殖場所としていることが確認され、県の環境影響評価審査会の委員からも現地調査の折にはその 	<p>特になし。</p>

	<p>重要性の指摘があった。今後、何らかの対策、補完調査を求められることが予想されるため、哺乳類、あるいは猛禽類の各専門の先生に相談し、準備書、評価書を作成していくに当たっての対応、調査計画などについて助言をうけた。その結果を踏まえ、愛知県とも対応方針について協議した結果、オオタカとホンドギツネについては、どちらも行動範囲をより詳細に確認するために調査地点を追加拡大して調査を継続するという事になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3の都市計画決定手続における市町の協議結果については、特に意見はなかった。 ・ 4の都市計画の案に関する説明会の開催結果について報告する。10名の出席があった。意見内容について、当日の質疑応答については別添をつけている。また、参考資料として当日配付した説明資料も添付している。 	
<p>議題5 循環型社会形成推進地域計画の変更について</p>	<p>【議題5】循環型社会形成推進地域計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画については、昨年も同じ時期に修正報告と最新の計画書を配っている。今年度変更した主な変更点について説明をする。2ページのA3横の資料は添付の地域計画の21ページを抜粋したものである。黒枠で囲んだ部分が今回の主な変更箇所であり、その部 	<p>特になし。</p>

	<p>分についてのみ説明をする。色が薄い文字、数値の部分が変更のあった箇所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1点目は、表の最下段の合計から1行上の下線を引いているごみ処理施設整備事業に係る土対法（土壌汚染対策法）及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染状況調査業務を新たに追加した。こちらについては、法令、県条例に基づき愛知県知事に地歴調査等の結果報告を届け出ることになるが、その調査業務が交付金の対象であることが県のほうから確認できたので追加をする。 ・ 2点目は、一覧表にある環境影響評価等調査業務などの各事業の総事業費、あるいは交付対象事業費について、実際の契約額、あるいは精査した見込額に修正したという点である。 ・ 3点目は、平成から令和への元号の修正である。 ・ この変更内容については環境省及び愛知県知事宛てに昨年12月25日付で変更の報告書を提出している。 	
<p>その他事項</p>	<p>【その他事項】 皆から意見があれば聞きたい。 (議長 市橋茂機君)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の中で全体の図面があるが、この中で、斜線の部分が買っていないところか。(6番 堀元君) →まだ購入できていないところに

		<p>については、議案の財産等の取得につけた図面で見たと白抜きのところがまだ買えていない状況である。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→この土地の交渉は組合がしているか、江南市がしているか。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→組合が行っている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→了解した。本来ならば江南市が地主に了解を得るようなことで進めていくのがベターじゃないかと思うが、この土地の交渉まで組合が行うということは本当に申し訳ないと思う。</p> <p>(6番 堀元君)</p>
--	--	---

(午後0時42分 閉会)